

志學館大学特別研究学生規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、志學館大学大学院学則第46条第2項の規定に基づき、特別研究学生に関し必要な事項を定める。

(資格及び呼称)

第2条 特別研究学生となることのできる者は、志學館大学大学院（以下「本大学院」という。）が他の大学の大学院（外国の大学の大学院を含む。）と締結した協定等に基づき、本大学院で研究指導を受ける者でなければならない。

(受入期間)

第3条 特別研究学生の受入期間は、1学期又は1学年の間とする。

(受入れの願い出)

第4条 特別研究学生として受入れを希望する者は、定められた期間内に所定の書類をもって願い出なければならない。

(受入れの許可)

第5条 受入れの許可は、学長が、研究科教務委員会の意見を聴いて、これを行う。

(授業料等)

第6条 特別研究学生の検定料、登録料及び授業料は、徴収しない。

2 研究に要する費用は、必要に応じて本人の負担とする。

(指導教員等)

第7条 研究科長は、特別研究学生に対して、その研究課題に応じ指導教員を定めるものとする。

2 特別研究学生は、授業科目担当者の許可を得て、授業科目を聴講することができる。

(規程等の適用)

第8条 特別研究学生は、この規程に定めるもののほか、本学の他の規程等に従わなければならない。これに違反したした場合は、受入れを取り消すことがある。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、特別研究学生に関し必要な事項は、学長が研究科長の意見を聴いて決定する。

附 則

この規程は、平成29年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。